議案第33号

調布市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

使用料の額を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案 するものであります。 調布市都市公園条例の一部を改正する条例

調布市都市公園条例(昭和53年調布市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(調布市公園及び児童遊園等に関する条例の 廃止)」を付する。

附則第3項に見出しとして「(調布市公園及び児童遊園等に関する条例の 廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則に次の3項を加える。

(公園施設に係る単位使用料額の特例)

4 1の年度内の公園施設による占用に係る使用料の額の算定の基礎となる 単位使用料額について、別表 1 法第5条第1項関係使用料表の表単位 使用料額の欄に掲げる額が、当該年度の前年度の末日において適用されて いた単位使用料額に100分の120を乗じて得た額(その額に10円未 満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。以下「公園施設特例額」と いう。)を超える場合は、同欄の規定にかかわらず、公園施設特例額を当 該年度内の公園施設による占用に係る単位使用料額とする。

(占用物件に係る単位使用料額の特例)

5 1の年度内の占用物件による占用に係る使用料の額の算定の基礎となる 単位使用料額について、別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料 表の表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分に応じ、同表単位使用料額の 欄に定める額が、当該年度の前年度の末日において適用されていた当該区 分における単位使用料額に100分の120を乗じて得た額(以下「占用 物件特例額」という。)を超える場合は、同欄の規定にかかわらず、占用 物件特例額を当該年度内の占用物件による占用に係る単位使用料額とする。 (端数処理)

- 6 占用物件特例額に、次の各号に掲げる占用物件特例額の桁数の区分に応 じ、当該各号に定める額未満の端数がある場合は、これを切り捨てるもの とする。
 - (1) 2桁 1円
 - (2) 3桁及び4桁 10円

別表 1 法第5条第1項関係使用料表の表(備考を除く。)を次のように改める。

1 法第5条第1項関係使用料表

公園施設種別	単位	単位使用料額
法第5条第1項の規定により設置し,又は管理す	占用面積1平	5,440円
る公園施設	方メートルに	
	つき 1 年	

別表 1 法第5条第1項関係使用料表の表備考第1項中「使用面積」を「占用面積」に、「ときは、」を「ときは、これを」に改め、同表備考第2項中「許可」を「占用」に、「さらに」を「更に」に、「1月として」を「これを1月として」に改め、同表備考に次の2項を加える。

- 3 この表に定めるところにより算定した額に1円未満の端数がある場合は、 その端数金額を切り捨てるものとし、その額が100円未満である場合は、 100円とする。
- 4 占用の期間が翌年度以降にわたる場合における使用料の額は、当該占用の期間における年度ごとにこの表に定めるところにより算定した額の合計額とする。

別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表の表(備考を除く。) を次のように改める。

2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表

占用物件種別	単位	単位使用料額
第一種電柱	1本につき1	3,040円
第二種電柱	年	4,680円
第三種電柱		6,310円
第一種電話柱		2,720円

第二種電話机	}	1	4,350円
		-	
第三種電話村			5,990円
その他の柱類	· ·		270円
共架電線その	り他上空に設ける線類	長さ1メート	27円
地下電線その	り他地下に設ける線類	ルにつき1年	16円
公園に設ける	る変圧器	1 個につき 1	2,660円
		年	
地下に設ける	3 変圧器	占用面積1平	1,630円
		方メートルに	
		つき 1 年	
変圧塔その値	也これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1	5,440円
		年	
水道管・下	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メート	110円
水道管・ガ	外径が0.07メートル以上 0.1メート	ルにつき1年	160円
ス管その他	ル未満のもの		
これらに類	外径が 0.1メートル以上0.15メート		240円
するもの	ル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上 0.2メート		320円
	ル未満のもの		·
	外径が 0.2メートル以上 0.3メート		490円
	ル未満のもの		
	外径が 0.3メートル以上 0.4メート		650円
	ル未満のもの		·
	外径が 0.4メートル以上 0.7メート		1,140円
	ル未満のもの		
	外径が 0.7メートル以上1メートル		1,630円
	未満のもの		, , , ,
	外径が1メートル以上のもの		3,260円
法第7条第	上空に設ける通路	占用面積1平	6,340円
	地下に設ける通路	方メートルに	3,800円
6 号に掲げ	その他のもの	つき1年	5,440円
る工作物		·	3, 11011
その他の工作	- 乍物	占用面積1平	5,440円
		方メートルに	
		つき1年	
		_ '	

別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表の表備考第4項中「面積若しくは長さが」を「長さが」に、「ときは、」を「ときは、これを」に改め、同表備考第5項中「占用物件に係る」を削り、「さらに」を「更に」に、「1月として」を「これを1月として」に改め、同表備考第6項を次のように改める。

6 この表に定めるところにより算定した額に1円未満の端数がある場合は、 その端数金額を切り捨てるものとし、その額が100円未満である場合は、 100円とする。

別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表の表備考に次の1項を

加える。

7 占用の期間が翌年度以降にわたる場合における使用料の額は、当該占用の期間における年度ごとにこの表に定めるところにより算定した額の合計額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の調布市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の公園施設又は占用物件による占用に係るものについて適用し、同日前の公園施設又は占用物件による占用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 平成27年度内の占用物件による占用に係る使用料の額の算定の基礎となる単位使用料額について、改正後の条例別表 2 法第6条第1項及び第3項関係使用料表の表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分と同一の区分が、同年度の前年度の末日においてない場合における平成27年度内の占用物件による占用に係る単位使用料額に関する改正後の条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該区分」とあるのは、「当該区分に相当する区分」とする。